

令和7年10月 協議会事務局

1 第1回の協議会で出された課題や意見について

①近隣の市町村との連携や先進地の状況について

- ・小布施町、山ノ内町とは、複数の地域クラブにおいて市・町を越えて参加する生徒がいる。
- ・北信地区の市町村の地域展開に関わる担当者による情報交換会（10月15日）、文化芸術活動の地域展開に係る情報交換会（8月26日）等で先進地の情報を伺い、県の方向も確認しながら進めている。
- ・北信地区では、令和6年度から大きく地域展開が進み、令和8年度末までに全市町村が休日の部活動を終了する予定である。平日についても同様の動きを考えている市町村が多い。

②保護者の負担（金銭面、送迎、保護者会等）が増えることで、参加できない子が出ないように支援することが必要ではないか。

- ・具体的な要望に沿って、課題と方向について提案したい。（「2今までに出不されている要望・課題について」参照）

③各グループの意見交換より

- ・本日のグループ討議の中で掘り下げてほしい。

2 今までに出不されている要望・課題について

○活動時間や場所に関わる内容

- #### ①学校体育施設開放事業について、部活動で実施してきた時と同様に、使用料（利用料）・照明代について100%減免で対応してほしい。また、優先的な利用を認めてほしい。

令和7年度の扱いについて（令和6年度「中野市地域クラブ活動推進協議会」③資料より）

1 学校体育施設開放事業の使用料（照明施設使用料）

- ①部活動に代わって設立された中野市地域クラブは、上記施行規則により使用料を免除する。
 - ②部活動と並行して実施される保護者会等による団体は、上記施行規則により使用料を免除する。
- ※上記以外の中学生が参加・活動している団体については、令和6年度と同様の対応とする。

2 学校体育施設開放事業の使用優先順位について

- ア) 学校の教育活動（学校行事や部活動、合唱団等）が最優先であり、開放されない場合もある。
- イ) 平日の20:00までを、(小)中学生が優先的に使用できる時間とし、以下の優先順で年間の使用調整を行う。優先②のあと、その他の団体の使用調整を行う。

- ・優先①：部活動に代わる中野市地域クラブ、部活動と並行して実施する保護者会等の団体
- ・優先②：中野市のスポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ

※平日の20:00以降の時間、及び土日・祝日の夜間については、優先順を設けない。

- ウ) 土日、祝日の日中の学校体育施設は、学校教育活動（部活動含む）や育成会活動がない場合に開放する。使用の際、2のイの優先①の団体を優先する。

- ・毎月15日までに、各学校で翌月の使用予定をまとめる。
- ・16日～22日を、上記優先①の団体の申込期間とする。希望が重複する場合は、団体間で調整する。
- ・25日以降、上記優先①以外の団体（一般含む）の申し込みを受け付ける。（先着順）

②公民館施設利用については、団体登録をすることで利用料が減免になっている。地域クラブについても同様の扱いをしてほしい

⇒令和8年度も、令和7年度と同様、上記①②の扱いで活動場所の保証をしていきたい。

③文化部では、音楽室や教室を利用した活動となっている。教職員の勤務時間外に活動できるように、施設改修・セキュリティ改善等してほしい。

⇒「(仮称)校内クラブ活動」として、平日の2日程、18時までの活動保証ができるような仕組みをつくった。施設管理の責任は校長(教頭)とするが、活動の責任者は地域指導者とする。学校の施設管理規定やセキュリティ等の変更は考えていない。

※(Cグループで意見交換願いたい)

○活動に必要な備品、道具・楽器等

④学校の備品として購入されている、吹奏楽の楽器、剣道の防具、卓球台等について、クラブになっても使用させてほしい。

⇒校長あてに借用書(形式は別に定める)を出す。校長及び中野市教育委員会で協議し、認められた物品について貸与する。破損等があった場合は、借用者(借用団体)の責任で修理する。

⑤部活動のために部活動後援会・PTA等で購入した物品については、そのまま使用できるようにしてほしい。

⇒校長(PTA会長等)が確認した上で、クラブへ移管し利用を認める。更新・修繕等の費用はクラブで負担する。

⑥グラウンドや体育館に設置されている、部室や部専用の物置はクラブでも使用を認めてほしい。

⇒校長が確認した上で、必要最低限に絞って使用を認める。ただし、施錠、整理整頓、火気使用の厳禁等、学校の管理規定に則った使用とし、責任者による定期的な点検と校長への報告を義務づける。

○指導者確保、指導者の資質向上等に関わる内容 (Aグループで意見交換願います)

⑦指導者が指導者研修、指導員資格取得等へ参加する場合の経費の補助をしてほしい。

⇒文科省(スポーツ庁・文化庁)の補助事業(資料5「部活動の地域展開等の全国的な実施」)の活用ができるかどうか検討している。なお、長野県観光スポーツ部スポーツ振興課より、資料7「長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金」の制度の紹介があった。対象となる場合は申請してほしい。

⑧地区大会を勝ち抜き、全国大会へ出場する場合、引率・指導にあたる指導者に対し、旅費の助成をしてほしい。

⇒R7年度、教育委員会学校教育課では、「中体連等の上位大会参加の生徒への支援」、文化スポーツ振興課では、「小中学生スポーツ活動事業補助金」として児童生徒への支援は予算化しているが、指導者の旅費等についての支援はない。

○保護者の負担軽減に関わって（A・Cグループで意見交換願います）

⑨平日のクラブ参加のために、学校から活動場所までの移動について、輸送の支援はないか。

⇒中野市では、令和5年度から合同部活動の移動に伴うタクシー利用（在籍校から活動する学校（場所）への移動時のみ）を認めてきた。また、今年度、実証事業でスクールバスでの輸送を計画しているが、配車や利用希望とのマッチングに課題があり実施できていない状況である。次年度以降、保護者の責任で自転車を利用して移動することは認めたい。今後の支援（有償を含む）については、利用希望者の意見も伺いながら検討していきたい。

⑩通学する学校で活動がある場合、帰宅せずに学校で待てるようにしてほしい。

⇒校長会で検討している。放課後であるので、生徒（保護者）の責任で待機することを認めたい。

○地域クラブの継続、活動の充実・発展に関わって（Aグループで意見交換願います）

⑪クラブの運営事務局（責任者等）が保護者会となった場合、継続したクラブ運営や事故等の対応が心配である。事務局を担ってくださる団体があるとありがたい。

⇒総合型地域スポーツクラブに応援いただけないか声掛けしている。大きく2つに分かれる。

ア）（仮称）校内クラブ活動の場合は、会費徴収や保険に関わる事務の仕事を依頼する。

イ）中野市地域クラブの場合は、指導者派遣（指導者への謝金支払い）、練習・活動会場の調整・申請、大会申し込み等の事務も含まれることがある。

⑫様々な形で地域クラブが設立されてくると思われる。認定制度等、中野市としての地域クラブの位置づけは必要ないのか。

⇒本日の協議会で意見交換いただきたい。